

第17回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成29年6月5日（月）9:59～11:13
2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室
3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、森下竜一（部会長代理）、大田弘子（議長）、野坂美穂、
原英史、吉田晴乃

（専門委員）大崎貞和、川田順一、堤香苗

（政府）羽深内閣府審議官

（事務局）刀禰次長、石崎参事官、大槻参事官

4. 議題：

（開会）

1. 「行政への入札・契約に関する手続」に関するアンケート調査結果
2. 「調査（統計調査以外）」の取りまとめ（案）について

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、時間となりましたので、第17回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

佐久間専門委員、國領専門委員が御欠席でございます。

本日は大田議長にも御出席いただいております。ありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。本日も「行政への入札・契約に関する手続」、統計調査以外の調査について御議論をいただきたいと思っております。

まず、入札・契約について事業者のニーズを把握するため、経済団体を通じたアンケート調査を実施いたしましたので、その結果につきまして御議論を頂戴したいと思います。

事務局より御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○大槻参事官 お手元の資料1を御覧ください。「『行政への入札・契約に関する手続』の負担に関する事業者ニーズの把握」ということで、未定稿・精査中のものですが、御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、2枚目の紙の下半分に（注）となっておりますけれども、まずはこの整理の意味を御説明いたします。前回部会、5月25日の第16回におきまして、事業者団体、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国中小建設業協会からヒアリングを実施いたしましたけれども、この際に聴取しました意見、提出資料、それから口頭での御説明がございましたが、これを整理しております。

また、5月中に実施しました事業者アンケート、これも経団連、経済同友会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国中小建設業協会、これらに加入している企業に事業者アンケートを行いました。これにより提出された意見、6月1日時点で275件でございますが、これを事務局が整理したものでございます。

事業者の負担感につきまして、事務局にて以下のとおり分類整理をしております。これらに当てはまらない意見は空欄としております。全部で12あるのですけれども、1番目として、提出書類の作成の負担が大きい、2番目として、提出書類が他の手続と重複している、3番目として、行政機関が保有する情報の提出を求められる、4番目として、省庁ごと、自治体ごとに入札参加資格を受けなければならない、5番目、国・地方公共団体が所管する団体、独法等について個別に入札の参加資格を受けなければならない、6番目、申請様式・書式が国・地方公共団体ごとに異なる、7番目、入札に関する公表の仕方がわかりにくい、8番目、手続のオンライン化がされていない、9番目、オンライン化されているが使いにくい、おめくりいただきまして10番目、入札から落札に至るまで行政機関から何度も呼び出される、11番目、公募の際、行政が示す要件が抽象的である、12番目、契約締結時の提出書類の作成の負担が大きいということがありまして、以下、かなり分厚い資料になってございますけれども、適宜、主な意見を私のほうでピックアップして説明させていただきますので、該当ページをおめくりいただきながら、御覧いただければと思います。

最初は5ページ目でございます。ここは経営事項審査に関する意見でございますけれども、36番を御覧ください。これは提出書類の作成負担が大きいという意見なのですけれども、具体的な負担内容とありまして、技術職員の国家資格者証、免状、監理技術者資格者証などの写しを毎年提出している。解決の提案も同時に聞いておりますけれども、変更がある場合だけにならないかという意見が全国商工会連合会からございました。

次は8ページ目を御覧ください。54番ですけれども、これも提出書類の作成負担が大きい関係ですが、経営事項審査時の工事経歴書はかなり手間がかかる。許可変更時は発注者、工事名、技術者、請負金、工期といった内容ですけれども、経営事項審査時には上記以外に工事概要、下請業者、下請発注額、その工種まで記入しなければならないが、そこまで必要があるのでしょうかということで、解決提案ということで、決算後の許可変更届の中で、年間の工事経歴書の様式と経営事項審査時に提出する工事経歴書の様式を統一してほしいとございました。

次は18ページ目を御覧いただきたいと思うのですけれども、122番がございまして。こちらの具体的な負担内容を見ていただくと、行政機関が保有する情報の提出についてということで、納税証明書、社会保険や労働保険の納付証明、入札担当社員の社会保険への加入証明等の提出が求められ、企業が個別に年金事務所や労働基準監督署に証明依頼をしている。解決提案ですけれども、しかし、これらは国が確認できる情報であり、こういったものを行政機関内で参照できる仕組みを構築し、証明書類添付の省略化を図っていただけるとあ

りがたいというのがございます。

今度は25ページ目を御覧ください。168番、169番ですけれども、これは提出書類の作成負担が大きいということで、それぞれ経営事項審査に関してですけれども、法人税の確定申告書、B/S、P/Lを毎回、2期分求められる。あるいは169番ですと、各事業年度における工事施工金額を毎回、直近3年分求められるということで、それぞれ1年分でもいいのではないかといった意見でございました。

次に、36ページ目を御覧ください。こちらからは競争入札参加資格審査の関係の意見です。4番を御覧ください。これは物品・建設工事共通の意見ですけれども、提出書類の作成負担が大きいということで、頻繁に競争契約を行うわけではない小規模事業者は提出書類の作成になれていないため、社内の事務作業にかかる負担が非常に大きくなってしまうということで、小規模事業者が参加する契約については、提出書類のスリム化等々を進めるべきではないかといった意見でございます。

45ページ目を御覧ください。48番がございまして、これは物品について、地方公共団体に対する意見でございまして、具体的な負担内容のところではございますが、提出書類の作成負担が大きい。また、取り寄せる書類が多いということで、取り寄せ窓口が多岐にわたる、あるいは書類の取り寄せの際、本人以外が窓口に行く場合に委任状が必要となるため、複数回窓口に行ったり、郵送でのやりとりが増えるなど時間がかかるといったことがございました。

続いて、50ページ目を御覧ください。今度は役務について国に対しての意見ですけれども、1番を御覧ください。これも提出書類の作成負担が大きいということで、国に対して3年に1度、一般競争の参加資格審査申請を行い、参加資格名簿への登載により参加資格を得るが、当該申請時に登記簿、納税証明書等が必要である。解決提案のところではけれども、特に大きな変化のない中小の団体については、書類の簡素化をしてもらえないか。誓約書は担当者が記載するだけのもので、一般の競争参加者にとって当然責任を持って申請しており、形骸化をしているといった意見がございました。

次は55ページ目を御覧ください。27番でございまして、これは役務について、国・地方両方への意見です。具体的な負担内容のところではけれども、国・地方公共団体が所管する団体、独法等について個別に入札参加資格を受けなければならないということがございます。解決提案のところではけれども、少なくとも物品・役務については国の資格との共通化を図れないかといった意見がございました。

今度は57ページ目を御覧ください。39番がありまして、これは物品・役務、国・地方両方に対する意見ですけれども、手続のオンライン化が使いにくいということで、電子入札システムを使用できる環境、Java、IE等が古いため、通常使用しているPCとは別に入札手続専用のPCを設けなければならない。解決提案のところでは、ある程度の環境で使用できるよう対応できる環境を随時更新してほしいといった意見でございます。

今度は70ページ目を御覧ください。42番がございまして、建設工事に関して、国・地方両

方ということなのですけれども、行政機関が保有する情報の提出を求められるということで、解決提案のところにありますけれども、マイナンバーや個人番号を活用して不要とできないものではないかという意見がございます。

今度は73ページ目を御覧ください。60番がございます。建設工事、国・地方両方ですけれども、省庁ごと、自治体ごとに入札参加資格を受けなければならない。電子システムで一括して申請できるようにしてほしい。添付書類は、少なくとも省庁ごと、自治体ごとで統一してもらいたいといった意見がございます。

82ページ目を御覧ください。119番がありまして、これも建設工事、地方公共団体への意見ですけれども、提出書類の重複があります。経営事項審査と参加資格審査の申請ですけれども、どちらかを写しの対応でできないかという意見がございます。

100ページ目を御覧ください。13番がありまして、これは物品に関して、国・地方両方に対する意見ですけれども、入札説明会で配られる入札書類の提出書式がまちまちであり、その都度一から書類を作成する負担があるということで、書式等を統一してほしい。加工しやすいデータでの配布をお願いしたいといった意見です。

111ページ目を御覧ください。24番、25番がありまして、これは国に対して手続のオンライン化が使いにくいといった意見ですけれども、GEPSを全ての省庁が利用しているわけではなく、独自に電子入札のシステムを持っているところがあり、システムごとにばらばらで不便である。あるいは添付ファイルが最大3メガバイトまでという制限がある。こういったことがございまして、それぞれ解決の提案が述べられております。

112ページ目を御覧ください。29番の意見がありまして、これは役務、国に対してですけれども、入札に関する情報の公表の仕方がわかりにくいということがあって、検索がしがたい等の意見がございました。

118ページ目を御覧ください。6番がありまして、建設工事、国に対してですけれども、入札公告の公表・掲示方法がわかりにくい。ホームページで公表するケース、各部門がまとまった入札案内を公表するケースなどがまちまちであるといったことがございました。

126ページ目を御覧ください。60番の意見がありまして、これは建設工事、地方公共団体に対してですけれども、提出書類の作成負担が大きいということで、落札できなかった多くの企業にとって応札に要したコストや時間は無駄となる。行政目的のために活用されているのか疑問な書類・情報があるということで、候補者を絞り込んだ段階で、より詳細な書類を課すべきではないかといった意見がございました。

137ページ目でございます。133番の意見がありまして、物品・建設工事と共通の意見ですけれども、これは地方公共団体に対しまして、入札から落札に至るまで、行政機関から何度も呼び出される、こういった回数を最小化してほしいといった意見がございました。

また、151ページ目、16番の意見です。これは契約締結時の手続ということで、これも物品・建設工事共通でありますけれども、契約締結時の提出書類の作成の負担が大きいということで、細部の記載について担当課により異なった判断がされる場合があるといったこ

とがございました。

154ページ目を御覧ください。9番の意見がございまして、これは契約から見積りの提出までの期間に余裕がない場合があるので配慮してほしいという意見でございます。

また、156ページ目でございます。2番の意見がありまして、これは中小企業での負担の対応が大きいということで、提出書類の必要性等を見直してほしいといった意見でございます。

最後でございますけれども、157ページ目、8番の意見がございまして、建設工事、これは国・地方両方に対してですけれども、契約締結時の作成書類の作成負担が大きいということで、写しも作成が求められている。こういったものはコピーで行政自身が複写作業を行うべき、公的書類はコピーで可としてほしいといった意見がございました。

以上でございます。

○刀禰次長 部会長、1点補足いたします。改めて最初の1枚をめくった目次を見ていただきたいのですが、今回の今、参事官から御説明した内容については、先般の会議の場で整理をいたしました段階の分類として、「競争契約時の手続」について、「経営事項審査」「競争入札参加資格審査」「入札」というそれぞれの段階について、「物品」「役務」「建設工事」「測量等」で分けられるものは分けてということ。また、「随意契約時の手続」についても同様と、そして「契約締結時の手続」ということで、それぞれの段階で該当ページについて調査した内容が載っているということでございますので、よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○川田専門委員 ありがとうございます。

確認でございますけれども、前回のヒアリングでは、随意契約についてのお話はあまりなかったのですが、ただいまご説明いただいた資料では、事業者のニーズが8ページほど記載されています。これは、あくまでアンケート調査に基づくものだという理解でよろしいでしょうか。

○大槻参事官 アンケートを中心にまとめたものでございます。ただ、ヒアリングのところも収録したものでございます。随契については、やはり余り多くはなかったということでございます。

○刀禰次長 補足いたしますと、実際に142ページから随意契約の関係がありますけれども、公募の際の基準が抽象的であってわかりにくいという意見がかなり大部分を占めているところでございます。抽象的でわかりにくいという指摘については、作業をしている方がそう思われるのは非常にごもつともな面があります。他方で、何とか会社の製品何番という指定は普通できないものですから、どうしても契約のときにいろいろな方に参加していただく前提をお示しするということは、ある程度いろいろなものが当てはまるように書

くわけです。その書き方がわかりにくい場合もあると思うのですが、抽象的だからわかりにくいということをどう解決すればよいのかというのは、いろいろな意味でこれからも課題になるかと思っております。

○川田専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 質問ではなくて意見みたいなものでもよろしかったですか。入札に関してなのですが、幾つかポイントがあると思っているのですが、大ざっぱに分けると、入札に関しては審査の問題と書類の煩雑さの問題と提出法の問題があるのだろうなと思っています。これは今後導入していくデジタルファーストというものが来て、オンライン化されたときに、ワンストップであるとかワンスオンリーというコンセプトが本当に実装されればこのところは整備されるのかなと思っています。ただ、今の御意見があったように、わかりにくいとか理解しにくいという「見える化」のところですね。ここは工夫が相当要るのではないかと思います。特に選定基準、それから選定した後の公表ですね。選定理由がオープンになる必要が有ると思います。そもそも今回の行政手続の簡素化の目的のひとつに外資をもっと呼び込もうという計画がありました。その中で一番問題となっていた、日本の現在のプロセス、すなわち入札のプロセス、契約のプロセスの煩雑なので、それをもっと簡単にしていきましょうというのが最初にあったと思います。ここが非常にグレーでないように、日本が勝手に日本の中でごちゃごちゃと談合みたいにやっていると思われぬように、きっちりとオープンにする必要があると思うのです。

この選定基準とか選定理由については、例えばイギリスなどですと48時間ルールがあります。ベンダーをオープンにして、入札して、落札したら、選定基準はもちろんのこと、その選定理由も必ず48時間以内にウェブでオープンにするというルールがそれですが、こういった工夫やルール化は日本でも実施したほうが良いと思います。

その中で、先ほど申し上げた外資をもっと呼び込もうというのが最初の我々の目的の一つであったとすると、今後、英語でグローバルに入札を開示することは必要なのではないかと思います。そうすると特にITの分野ではグローバルオープンスタンダードというものを意識しなければいけなくなりますし、外国人のIT人材が物すごくふえていくと思います。グローバルに入札をオープンにすることは意識してやってみたらいいのではないかと思います。

またイギリスの事例で申しわけないのですが、ロンドンオリンピックの際に、グローバル入札を実施して非常に成功しました。たとえばグローバルにプライス競争力のあつた優秀なイノベーションをたくさん取り込むことができました。ただ、グローバルにオープンにするからには、先ほど申し上げたように審査基準に高い透明性が必要で、そうでないと批判の対象にもなると思いますし、その先につながっていかないと。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

英語で出すというのは、なかなかチャレンジングだと思いますが、事務局にいろいろ考えていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

議長、どうぞ。

○大田議長 詳細な取りまとめをありがとうございます。

2つあるのですが、1つは「事業者の負担感」の欄に書かれていないことで、落札までの時間がどれだけかかるかわからないし非常に長いという回答や、契約から見積もりまでの時間が短いという回答といったものは、これは負担感には入らないのでしょうか。

あと、前回のヒアリングで国土交通省のi-Construction、それから関東地方整備局がやっておられる簡易確認型入札制度、この2つはいいモデルだと思うのですが、ほかの省庁でこういう先進的な取り組みが何かあるのでしょうか。あれば教えてください。

○高橋部会長 事務局に対する質問が2点あったと思いますが、いかがでしょうか。

○大槻参事官 まだこの資料1自体が未定稿で精査中のところもありますので、抜けているものがございましたら、よく精査しまして、含めたいと思います。

他省庁の先進事例ですけれども、私ども、i-Construction、未来投資会議でも検討された件、それから簡易確認型の話が国交省から御紹介ございましたけれども、ほかの先進事例も含めて引き続き調べてみたいと思います。

○大田議長 先ほど出てきたGEPS、これは国土交通省ですか。

○大槻参事官 GEPSは総務省が持っているシステムでございます。

○大田議長 わかりました。

○刀禰次長 前回ヒアリングを行いました。

○高橋部会長 そこも先進事例を調べてみていただいてということだと思います。最後に私から1点ですが、中小の簡略化みたいなお話が何回か御紹介あったのですが、中小だけ簡略化することは制度的に対応可能なのですか。

○大槻参事官 そういったことが対応可能かどうか、確認してみたいと思います。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、続けて、統計調査以外の調査につきまして、5月18日の部会の議論を踏まえまして取りまとめの案を作成しておりますので、事務局より御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願ひします。

○大槻参事官 続いて、資料2を御覧ください。前々回、5月18日の部会で取りまとめの考え方をお示ししましたけれども、そのときの資料との違いを中心に御説明したいと思います。

「1. 調査の取組の対象」ということで、調査の取組の対象は、調査票への記入やヒアリング調査への回答を求めることにより行う。事業者に対する調査やアンケートとす

るとありまして、この部分は変えてございません。

「2. 統計法に基づく統計調査と調査の相違点」ということで、2つ目のパラグラフ以降ですけれども、統計調査については、統計法において、統計の作成を目的として事実の報告を求めることにより行う調査とされているのに対して、調査については、統計法は適用されないことから、その作成の目的や報告の内容は定められていない。また、統計調査については、統計法に基づき、実施の際に総務大臣の事前承認が必要であるのに対して、調査については、統計法は適用されないことから、調査は、各省庁が所掌事務遂行上、必要に応じて随時行うことができる。

一方、作成の目的、報告の内容、事前承認の有無に違いはあっても、事業者目線で考えた場合、調査票への記入など事業者の負担に違いはないということで、これも前々回の資料から変えてございません。

この表は、報告の内容、目的別に統計調査、それから調査のカバーしている領域を簡単に比較できるようにしたものです。

2ページ目でございます。「3. 調査の特性を踏まえた検討」とありまして、「(1) 削減目標」とあります。この最初のパラです。これを基本的な考え方ということで今回追加したところでは、調査については、重点分野である「調査・統計に対する協力」に含まれ、統計調査と調査において、事業者の負担に違いはないことから、行政手続コストの削減に取り組む必要がある。

「しかしながら」のパラです。調査は、各省庁が所掌事務遂行上、必要に応じて随時行うものであり、調査票への記入を求めるものやヒアリング調査への口頭の回答を求めるものなど多様な方式で実施され、緊急に実施することが必要なものも含まれることから、あらかじめ、個々の調査を洗い出し、計画的に調査の全体像を把握することは困難ではないかと考えられるということで、これまでの資料は、「あらかじめ」と「計画的に」という字はなかったのですが、これを追加いたしました。

前々回の御議論で、調査の全体像がこれは把握できるのではないかという指摘がございましたけれども、確かに事後的にどんな調査をやったかということは各省庁に聞けば分かるものでございますが、調査の中には緊急に実施されるものとか、あるいは担当者の判断で電話で問合せたり、簡易な形で実施されるようなものもございまして、こういったものを考えると、事前に計画的に把握するのは困難ではないかということで、これらの字を追加しました。

その後の「また」と「他方」のパラグラフ、これも追加したものなのですが、また、これらのうち、定期的実施されていないものまたは今後定期的実施される予定のないものについては、その時々行政ニーズに応じて政府として調査を行う必要があるものことから、削減目標を設定する方法はなじまないと考えられる。

他方、定期的実施されているものとしては、これまで実施した事業者に対するアンケート調査において把握されたものについては、重点分野以外のヒアリング項目を検討する

際にあわせて検討することとし、部会取りまとめにおける簡素化の3原則及びコスト削減に際し取り組むべき事項を踏まえた見直しについて検討されたい旨及び本年9月以降、部会においてその検討状況を確認することがあり得る旨を関係省庁に伝達することとするということで、前々回の議論では、調査が定期的なものかどうかというのがその一つのメルクマールになるのではないかといった趣旨の御指摘をいただいたと考えております。

したがって、定期的か否かで取り扱いを分けることができるのではないかと考えたわけでございます。定期的に行われるものにつきましては、事業者ニーズのあるものはしっかり取り組んでもらうということでございますけれども、定期的に行うものであっても調査の本来の趣旨を考えると、時々政策的な必要性に応じて各省庁が柔軟に情報収集を行うということで考えますと、その実施につきまして、ある意味、各省庁に幅広く委ねられているものであるということが考えられます。こういった意味で、一律に削減目標として縛りかけるのは少し適当でないのかということで、このように整理をしたところでございます。

「(2)削減方策」でございます。これも最初のパラを追加したものでございます。調査については、行政手続部会取りまとめに基づいて、簡素化の3原則及びコスト削減に際し取り組むべき事項に沿って取り組みを進めることが前提になるということで、確認でございますけれども、当然、3原則が調査についても適用されるということを記載したものです。

次のパラも追加したのですが、統計改革推進会議の最終取りまとめにおいて、統計調査の報告者負担の軽減策についての取りまとめが行われたが、そのうち調査についても同様の取り組みが可能な以下の項目については、部会として各省庁に取り組みを求めるものとするということで、これまでの部会では、統計改革会議の最終取りまとめがまだ出ておりませんでしたので、空欄であったものを追加したものでございます。

具体的には3ページ目になりますけれども、①としまして、統計委員会が行う報告者の声の募集について、調査に関しては、対応案の公表、対応状況のフォローアップ等を同委員会と部会が連携をして行う。ただし、個別の調査について具体的な改善の提案の声がある場合は、各省庁が対応案を検討する。

②として、各省庁が調査を新たに行おうとする者は、その設計等に先立って、求めるデータの有無や所在を、自省庁のEBPM推進統括官に確認する。EBPMというのは、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング、証拠に基づく政策立案といった意味でございます。

それから、③の各省庁は、調査の設計に当たっては、事業者との協働による調査設計を行う。報告者の声を求めるなどにより、報告者の負担軽減を図る。

④ですが、各省庁における調査に対する報告者の負担の受け付け、調査部局・作成部局への橋渡し、調整等については、EBPM推進統括官の総括のもとで行うこととし、必要な体制を整備するというところでございます。

その後に参考ということで横の資料の束がついてはございますけれども、今、申しました①か

ら④について、なぜこういう調査についてもやるべきかといったことの方を整理した紙でございます。三段表形式になっていまして、左が統計改革会議の最終取りまとめ、真ん中が統計改革における検討のうち、調査に関してもできることを太枠で囲んでいます。右が考え方でございます。

最初の①報告者の声を反映する仕組み等、統計改革会議の取りまとめでございます。統計改革のほうでは、各省で個々に行われてきている統計調査に対する報告者の声の把握、それらの声の反映を促進し、さらにこれを各省横断的・継続的に行うこととするということを考えております。この後段になりますけれども、その際、各府省が行っている各種調査・アンケートに対する報告者の負担の声の把握等もあわせて行くと整理されたところでございます。

これを踏まえますと、考え方のところでありまして、調査についても報告者の声の把握やそれらの声の反映は必要だと考えられる。せっかく統計調査のほうで報告者の声の募集を行うのであれば、調査についてもあわせて行うことが適切だと考えられます。統計調査と調査では、事業者目線で考えた場合、事業者の負担について違いはないということで、得られた声の対応案の公表、対応状況のフォローアップ等については、委員会と部会が連携して行うことが適切と考えられるということでございます。ただし、個別の調査については、具体的な改善の提案の声がある場合は各省庁が対応案を検討するということが考えられます。

2 ページ目、左の列ですけれども、統計調査の設計に当たって、事業者との協働による調査設計を行う、報告者の声を求めるなどがございますが、これも調査においても同様なことを取り組めば、事業者コストの削減につながるだろうと考えられるということで、調査についてもやっていただくことが適切ではないかと考えてございます。

②の統計調査の負担軽減のための新たな仕組み等とありまして、行政記録情報の活用だとか、企業内の既存データの提供を求めたりすることを可能とする仕組みを試行するといったことがございますけれども、こちらについては、調査についても考えられるものではございますけれども、現時点においては、統計調査においても試行が必要な段階であって、当面はその状況を見守ることとしたいということでございます。

その下は、統計調査員等の能力向上の関係ですけれども、これは基幹統計調査の実施のために置くことができるものでございますので、調査は対象とならないと考えております。

おめくりいただきまして、3 ページ目ですけれども、報告者の公平感の確保等ということで、悪質な報告拒否への対応というのが統計調査の問題としてあるのですけれども、調査の場合は回答は任意でございますので、これは考えがたいということでございます。

4 ページ目でございますけれども、④のところですが、各府省で統計調査や各種調査・アンケート等を新たに行おうとする者は、その設計等に先立って、求めるデータの有無や所在を自府省のEBPM推進統括官に確認するというところで、類似調査の事前確認の関係なので、これも統計改革の取りまとめに書いてありますが、調査も含めてやっていく。

確認の結果、調査そのものの実施が不要となる場合も考えられる。事業者コストの削減につながることも考えられますということで、調査についてもあわせてやっていくことを考えております。

その下は、総務省が行う審査の簡素化・迅速化の話がございますけれども、これは調査には当てはまらないということで、外しております。

一番下のところですけれども、実際に報告者の負担の声が来ました場合、それを受け付けたり、調査部局・作成部局への橋渡しをしたり、あるいは調整等を行うといったことですけれども、これも調査について負担への声の対応をすることは事業者コストの削減につながると考えられるので、調査も含めて行うということでございます。

5 ページ目でございますけれども、⑤の報告者負担の軽減のための取り組みの継続ということで、統計調査のほうは、統計の棚卸しというものがございまして、これを通じていろいろな取り組みが継続するということがございます。こちらは、統計調査は統計法で総務大臣の個別の審査を行ってございまして、全体像の把握ができるわけです。したがって、棚卸しを通じた取り組みができるということでございますけれども、調査については全体像の把握が困難ということで、ここは対象とはしておりません。

最後のところですけれども、統計改革のほうで別紙に掲げる取り組みがありまして、個別にこのように改善しますというのがございますけれども、ここは報告者の負担の軽減に関して対象とする統計調査を具体的に示されているものでして、調査はまだ対象になっていないところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

追加といたしまして、私のほうから、5月18日の部会で議論がありました下請法の調査等の取り扱いについて若干御説明したいと思います。

個別法上、監督官庁等に付与された報告徴収権に基づきます調査については、行政手続部会取りまとめにおきましてはコスト削減の対象としない手続と整理されておりました。他方、前々回の部会で指摘のありました下請法に係る書面調査につきまして、現実に事業者に対するアンケートにおいて負担感があるとの意見が出されております。

以上の点を踏まえまして、所管する公正取引委員会及び中小企業庁に対しまして、20%削減の対象とはされておきませんが、行政手続簡素化の3原則等を踏まえた見直しについて検討されたい旨及び本年9月以降、行政手続部会においてその検討状況を確認させていただくことがあり得る旨、この2点を伝達することにしたいと思っております。

また、このほかに報告徴収権に基づく調査で事業者ニーズが確認されるものにつきましては、同様の取り扱いをしたいと考えております。

以上、私のほうから前々回の議論を踏まえて、この方向で考えているという御報告を申し上げます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらば、お願

いしたいと思います。

大崎専門委員、よろしく申し上げます。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

まず、今の部会長からお話がありました下請法の件についての取り扱い、大変結構なことだと思います。前々回、佐久間専門委員からかなり強い御指摘もありまして、私も同感するところがありましたので、大変いいことだと思います。

事務局からの説明に対する質問なのですが、前々回も議論したような気がするのですが、このEBPM推進統括官に確認する手順を踏むことで、重複調査みたいなものができるだけ避けましょと、考え方は非常にいいと思うのですが、統計法の統計ですと、どういう項目を聞いているかということも含め、あるいは調査対象がどういうものであるかも含め、EBPM推進統括官が中身を全面的に把握しておくことはできるわけです。したがって、こういうものがありますか、ないですかと聞かれたらすぐに答えられるということも現実的だと思うのですが、統計法の外の調査というのは、前からずっと出ていますようにいろいろなものがあり、それぞれやる人の問題意識に立っていろいろなことが聞かれているわけで、例えばそれこそ先ほどの行政の入札・契約に関する手続の負担に関するニーズ調査がやられましたというのが統括官のところに事実として把握されていたとしても、それは一体どんなものであって、今、企画されている新しい調査はそれと同じなのか、違うのかというのは、少なくとも、EBPM推進統括官という方にどのぐらいのリソースを与えるかにもよるのですけれども、なかなかそんなの即答できない。かつ、それを全部一々調べ直すくらいだったらもう一回調査をやったほうがいいのではないかということもありますね。その前にもお伺いしたのですが、そもそもこの人に全員調査をするときは届出をしなければいけないのかということから始まって、その辺の制度設計は今のところどういうことを考えておられるのかをお伺いしたいのです。

なかなかこれを統計法みたいなきっちり定義されているものと同じように運用するのは正直無理だと思ひまして、私の意見としては、望むらくは各調査を実施した部署が、こういう名前のこういう調査を実施し、その結果は例えばこのサーバーにあります、あるいはこの人に聞けばファイルをお見せできますというようなことを統括官に登録するというぐらいが一番現実的なのではないかという気がいたします。題名を見て、自分の関心と同じだと思って取り寄せてみたら全然切り口が違うので、やはり新たにやる必要があったとか、そのような手順を踏むだけでも、今までに比べれば、調査対象になる側からすれば重複感がなくなるのかなという気がしまして、これは質問と意見でございます。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○大槻参事官 EBPMの制度は全く新しいところから始めるところからでございますから、統計改革の関係の事務局のほうで各省庁の意見を聞きながら、これから正につくり上げていくと聞いております。

担当者限りで大崎先生の御疑問のような場合、どのように考えたらいいのかということ

を聞いてみましたところ、1つ担当者の案として申しましたのは、今、e-Statという政府統計のポータルサイトみたいなものがあるのですけれども、そこに統計調査のみならず、業務統計なども含めてかなり収録されています。あるいはこういった機能を強化していったら、いろいろなところが出していった調査を拡充していくと、検索がしやすくなるのではないか、あるいは調べやすくなるのではないかと、そんなことを含めて今、考えているということでございます。

○刀禰次長 補足いたしますと、先ほどお配りした参考と書いてある資料の4ページをもう一度見ていただきたいのですけれども、左の今回の統計関係の整理の一番上の箱を見ていただきますと、各府省で統計調査や各種調査・アンケート等を新たに行おうとする者は、その設計等に先立って、EBPM推進統括官に確認するというところで、ここでは全く統計調査か一般の調査かというのも区分けをしていない中で、こういうものをやろうと。

一番下の箱を見ていただきますと、統計調査や各種調査・アンケート等に対する報告者の負担の声の受け付け等については、EBPM推進統括官の総括のもとで行うこととし、必要な体制を整備するという記述になっているわけでございます。ですから、今、参事官が申し上げた、これから新しい制度を整備する中で、それがどこまでできるか。正に大崎専門委員が言われましたように、完璧なことをするというのは現実にはなかなか難しい部分もありますが、他方、これを目指してやっっていこうということですので、その中で調査についても一緒にやっっていこうと、もともとご言いただいているので、それを我々としてもしっかりやっってくださいということを申し上げ、また、ある程度動き出したところで、本当にうまく動いているかということのフォローアップは必要になろうかと考えております。

○高橋部会長 吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 今、大崎先生がおっしゃったことにちょっと補足なのですけれども、まだ我々側の考え方がファイルベース、紙ベースの考え方だと思うのです。でも、これがデジタル化され、本当にそれがビッグデータになるということは、ローデータを自分たちで好きなように引き出せるということに行きついていくのだと思うのです。ですので、例えばある調査をした中で、その一部のローデータを引き出して次に生かすみたいな仕組みを考えていこうと思ったら、例えばある時は、どこそこの地域にどういう年齢層の人たちが住んで、どういうお給料体系の人か、そこだけ欲しいとか。またある時は例えば最初のアンケート調査は、それで消費者動向というものを調べたものであっても、この中の人口動態みたいなものだけを引き出して、それを健康であるとか違った分野に生かしていきたい、考えるかもしれない。そこまでできるのがビッグデータという時代だと思うのです。ですからEBPM推進統括官という人たちの知恵に頼らなくても、本当に自分たちが検索して、欲しいデータというものを、例えばそれが多少加工されたとしても、入手できる状態を作る必要があると思いますが、こちらに書かれている2ページ目ですと、こういったデータ化の仕組みの導入に関してはまだ試行が必要な段階のようです。今後のこうした計画は視野に入れているのかどうか、議論の予定があるのか、いかがでしょうか。

○高橋部会長 質問だと思いますが、よろしく申し上げます。

○大槻参事官 統計の世界でも、統計データの利活用の促進の取り組みということがテーマになっていまして、どこにあるのか検索の利便性を向上するだとか、あるいは機械判読可能な形でデータの提供、多くのユーザーが加工・作成すると見込まれる統計表の提供等によって、ユーザーによる加工コストの引き下げみたいなもの、あるいは統計を迅速に公表していく、こういったことも検討されていまして、これはそのまま調査にも当てはまる話だと思います。

ただ、今回、我々の主な検討は、どうやって行政手続コストを削減していくのかということではございますけれども、ユーザーに使いやすくするといった視点も重要かと思しますので、こういったこともあわせて検討していただくことが必要かと思えます。

○高橋部会長 吉田委員、いかがでしょうか。

○吉田委員 ぜひそこをまず打ち出していきたいと思えます。ろいろなデータが集まってくれば、官民のデータ活用がおこなわれ、それからビッグデータの時代になるというように全部つながってくると思えます。ここはやはり前面にデータ化というのは打ち出していくべきなのではないかと思いました。

○高橋部会長 では、事務局、刀禰次長、いかがでしょうか。

○刀禰次長 本日の議題は、こういった調査についての事業者負担をどう軽減するかということなので、事業者負担を軽減する観点から、既存の調べているものと重複することはできるだけなくしていこうという目的です。今、吉田委員が言われたような、そうではない関係ない方々がビッグデータで活用するというのは、また違う観点の議論と思えます。

○吉田委員 でも、データ化というのは、いろいろなプロセスを簡素化するものの大基本だと思うのです。そういった観点で簡素化という話をする、それを大前提でデジタル化というのを話すべきなのではないかと思っているわけです。

○刀禰次長 例えば本日の資料2の最初のページを見ていただきますと、統計というのは統計にすることを目的として作成していますので、もともと公表する前提でいろいろなものを調べてくるわけです。今回我々が議論していますのは、意識調査のようなものの統計を除くと、むしろ統計の作成を目的とするのではなく、個別利用の目的でやっているものです。個別利用の目的でやっているということは、基本的には全て個別情報なので、そのまま生の形で出すことは個別の相手の方の情報ですので非常に難しい部分ですし、統計として外に出すことを予定していただいた情報でもないというもので、やはりその点はかなり統計調査とはもともと意味が異なります。

そういう情報の中で、ほかでどういうものが使えるかということは、今、吉田委員が言われたように、決して視野に入れていないわけではないのですけれども、統計というもとの目的に合ったものであっても、その他の行政分野からどう引いてくるか、これはかなり難しい話なので、これから試行していこうということでやっていきます。今回の我々の整理としては、そういったことを決して視野に入れないとか忘れるという意味ではない

のですけれども、やはりどうしても段階を追っていかないと、今、政府の中の情報を全て公表可能かどうかで分けてどこかに載せるとか、それは多分無理なので、そこはやはり段階を踏んでやっていく。そういう考え方の中でやっていますので、方向が違うということはないと思っています。

○吉田委員 了解です。そこを確認したかった。必ず、技術というもので匿名加工とかがどんどん出てきます。まずそこが大きなゴールとして視野に入っていたら、今、一段階という、そこだけ合わせたかったわけですので、よろしいかと思えます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

川田専門委員、どうぞ。よろしく申し上げます。

○川田専門委員 ありがとうございます。事務局に確認でございます。

2ページ「(1)削減目標」の第2パラグラフ以下について、これは前々回議論したことに対する結果であると思うのですが、まず、第2パラグラフにおいて、「統計調査以外の調査は、随時行うものもあるので、あらかじめ個々の調査を洗い出したり、計画的に把握したりすることは困難」としているため、第3パラグラフでは、「削減目標を設定する方法になじまない」と書かれています。しかしながら、第4パラグラフでは、「定期的実施されているものについては、行政手続簡素化の3原則・行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項を踏まえた見直しについて検討されたい、あるいは行政手続部会においてその検討状況を確認することがあり得るということを当該関係省庁に伝達する」ことによって、削減目標の対象に加えることにしましたと、こういう理解でよろしいのかということが1点。

もう1点は、5月の部会で話があったと思いますが、例えば、役所が民間の総合研究所あたりに調査を委託する場合も当然含まれるという理解でよろしいのか。この2点について確認でございます。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○大槻参事官 1点目、川田専門委員が言い直していただいたことのとおりでございます。

2点目でございますけれども、委託はあくまでも国が実施主体で、やり方を委託しているだけの話でございますので、これも対象でございます。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

では、議長、よろしく申し上げます。

○大田議長 今の川田さんの御質問とかなり重なるのですが、2ページの(1)の2パラ、3パラ、4パラの関係がわかりにくいと思います。1パラでは、統計調査以外にも行政手続コスト削減の対象だ、と。2パラと3パラで、ただし、削減目標の設定はなじまないと言っているわけですね。

そして、「(2)削減方策」では、行政手続簡素化の3原則云々にはのっとなっていないといけないと言っているわけですね。ということは、統計調査以外の調査で定期的実施していないものについては、数値的な削減目標の対象には加えないけれども、3原則ある

いは取り組むべき事項に沿っているかどうかはヒアリングを行う。定期的を実施されているものについては、重点分野以外として扱い、3原則や取り組むべき事項に合っているかどうかのヒアリングをするかもしれない、ということによろしいですか。

○大槻参事官 議長のおっしゃるとおりでございます。

○刀禰次長 今回の重点分野以外として扱うというところは違っていて、この分野はもともと全体は重点分野であるわけです。その中で統計調査について、20%の目標については統計調査のうちの既存のものにするということは既に3月に整理しており、それ以外のところを、今、議論しているわけです。

その中で、今回議論しましたのは、改めて申し上げますと、まず調査については、あらかじめの全体像の把握は困難である。他方、その中で定期的に行っているものと定期的に行っていないものがある。定期的に実施されていないものについては削減目標を設定することは明らかになじまない。

他方、定期的に行われているものについてどうしてこうかということで、実はこれは把握している限りでは非常に少ないのです。限りなく少ない数しか今のところ把握されていないので、各省に数多くあれば、そういうものについて減らして欲しいと言っていくことは意味があるのですが、今、個別のものしか見つかっていない状況ですので、それについてはここに書いてあるようなことを要請した上で、重点分野以外について9月以降にいろいろ検討する際にあわせて重点分野の中でもともと個別にどうするか決めていないものとして、どのような取り組みをされているかということヒアリングすることがあり得るという旨をあらかじめお伝えし、自主的な見直しをまずは進めていただこう、という内容になっています。

他方、目標との関係ではそのように整理をしていますが、実際の削減については、むしろ統計改革推進の中でいろいろな、先ほどから御説明しているような取り組みが行われることになっています。そういう意味で、各省庁におかれても、この統計改革の動きに沿ったいろいろな見直しはしていかなければいけません。その際に行政手続部会としては、3原則等にのっとってできることはデジタル化していただくなり、様式を統一していくなり、そういうことができるものについては取り組んでいただきたいという考え方をお示ししていく。そういう考え方でございます。

○大田議長 今回の点が明確に出ていないと思うのですが、削減方策としては、「取組を進めることが前提となる」だけになっています。しかし、全部を重点分野として扱うのならば、3原則や取り組むべき事項に合っているかどうかはチェックすべきだと思うのです。つまり、全体を通して3原則や取り組むべき事項に沿っているかどうかはヒアリングを行うことが必要と思うのですが、いかがでしょうか。

○刀禰次長 3月に整理したときも、重点分野については全てフォローアップでヒアリングを行います。重点分野以外は非常にたくさんの項目があるので、どの点についてヒアリングをするか、それはこの行政手続部会のマンパワーの問題もありますので、重点分野以

外についてどういった項目を行うかということについては、9月以降、どの事項をヒアリングするか。逆に言うと行政手続を何回開くかということとリンクするわけですが、その中で議論することとしております。

それと同じような意味で、こういった分野についても、やはりこの項目はヒアリングしたほうがいいね、そのためには部会を開きましょうという項目が、恐らく8月ぐらいになると委員の皆さんのコンセンサスができた項目についてやっていこうと。申しあげましたように、これも本当に各省庁はいろいろなものを全部やっていますので、それを全部ヒアリングするのは現実的に無理なので、どのように見ていこうかということについても、9月以降の部会の運営をどうするかということも夏以降に御議論いただく予定でおります。

○高橋部会長 部会長代理、どうぞ。

○森下部会長代理 私は、前提条件の20%削減を削るところから腹が立つというか、だめだと思うのです。何回も言っていますように、最低限の数字目標がないというのは意味がないと思う。少ないというけれども、文科省の調査がどれぐらいたくさんあるか。厚労省も病院に対してはすごいですよ。事業者から上がっているのはあくまでも経産省絡みとか、あるいは保険絡み、旧労働省絡みだと思うのです。それ以外も踏まえると大変たくさんあって、今の時点で少ないかどうかというのは判断ができないというのは、今、刀禰次長が言われたとおりでと思います。であれば、まずは20%削減を置いておいて、その中でどうしてなじまない、定期的なもの以外に例えば緊急であったり、監督業務の何か事件があった。それはしょうがないと思います。でも、それを例外とするのであって、全体を例外としてしまったら、全く20%削減を決めた政府の意思は意味がなくなってしまうと思います。

その上で1回、2回やって、確かに非常に少ないのだと、だからそんな数字目標は大事ではないのだというのだったらまだわかりますけれども、全体像が見えないと言いながら20%の削減を最初から外したら、何もしないのと一緒になってしまうと思うのです。ここは非常に私はこだわりがあって、やはり数字目標がないというのは意味がないと思うので、ぜひ再考してほしいと思います。

○刀禰次長 一つ申し上げたいこととしては、特に3パラなのですけれども、定期的に実施されていないものというのは、前年同じことをやっているとは言えないものです。今、役所が何か調査をしなければいけないというのは、正に必要に迫られてやっていることなのだろうと我々は理解をしております。そうでないのにこれを聞いてみようかなどということわざわざ民間の方に負担をかけるのは極めて考えにくいと思いますので、そういったものについて、たまたま去年がこうだったから今年は全然違う部局もその影響を受けて減らさなければいけないという考え方は、今、行政はむしろ世の中のニーズをきちんと踏まえなさいということをいろいろな分野で言われていますので、そこの手足を頭から縛るという考え方は、現実には取れないと思っています。

他方、定期的に行われているものについて、今、森下部会長代理が言われたように、今のアンケートは経済団体を通じて聴取していますので、分野が足りないということであれ

ば追加的に調査することは全くやぶさかではありませんので、もちろんその調査はその分野の事業者の方に負担をかけるわけですけれども、それはまたこの部会でやっていこうということであれば、それは別に何かできないということはありません。

ですから、日本全国のあらゆる事業の方に聞いてみればいろいろなことが出てくるかもしれませんが、いずれにしても、今回の作業自体が事業者ニーズを踏まえて対応するということですし、逆に事業者ニーズが特に見られないものについて各省庁にやってもらうということになりますと、これは膨大な行政の作業を伴いますので、やはり事業者ニーズの把握の仕方をどう考えていくかということが重要だろうと考えております。

○森下部会長代理 定期的なもの以外に関しては意見は一致していると思うのですけれども、定期的なものに関して言えば、おっしゃるように全部見るというのは難しいし、各省庁に言っても多分なかなか出てこないだろうと。事業者といっても、今言っているのは産業上の事業者を言っているけれども、ほかにもそれこそ学校法人であったりいろいろなところがあるわけです。それに対しての話は、全部ここで把握できるはずもないし、政府全体それが把握できているのであれば、EBPMなんか必要なくなるわけです。

でも、把握できないからといって数字目標を課しなくていいという話ではないと思います。逆に数字目標にすることによって見えてくることは私はあると思うのです。例えばどうしても20%が厳しいのであれば、目安としてとか、何らかの数字を入れないと、やるほうだって削減ができないと思います。私が自分でこういうのを受けたら、どれぐらい削減していいのかと悩むと思うのです。そうすると、ある程度の数字目標があるほうが、これは正直、向こうにとっても私は親切だと思うので、ぜひ全体としての総理指示もある中で、そういう数字もこだわりたいなど。3原則は残るわけですから、数字目標も残すというのが私は当然かなと思います。

○高橋部会長 ほかの方、いかがでしょうか。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 前例にないので、去年やっていなかったから今年数字目標がというのはおかしいと思うのです。1年目は何でもそうで、ウーマノミクスで30%の女性管理者とか、CO₂削減にしても、やはり数字があるとみんながまとまるのですね。それで罰しようという前提ではなくて、自然にコンセプトがまとまっていく。それは3原則の最初のワーディングと一緒に、プロジェクトがぴりっとするものなのですね。だから、やはり20%とか、それが25%なのか、15%なのか、数値目標というのはその次の年のためにも最初につくるべきなのではないかと思います。

○高橋部会長 行政手続コスト削減に際して取り組むべき事項は、具体的に言うと中身は何でしたか。

○大田議長 透明化を図るとか、期限をはっきりさせるとか。

○高橋部会長 どの範囲まででしたかね。

○大槻参事官 これは3月の部会の取りまとめでまとめたものでございますけれども、処

理期間の短縮とか手続の透明化に関するもので、こういう調査は普通の手続とはまた違うものでございますから、そのまま当てはめられるものはないかもしれませんが、なるべく速やかに調査ができるようにするとか、あるいは何でこういう調査をやっているのですかという要求根拠をちゃんと示してあげるとか、そういった対応が調査についても可能ではないかと思えます。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。これはどうしましょう。少し表現ぶりを事務局と相談したいと思えます。

大田議長、どうぞ。

○大田議長 森下さんの御意見からすると、企業が調査にどれぐらいの時間をかけているかの計測対象にはすべきだと思うのですが。

○刀禰次長 調査全てでしょうか。

○高橋部会長 定期的なものでしょう。

○刀禰次長 森下委員もおっしゃっている定期的なものでしょうか。

○大田議長 そうです。

○刀禰次長 アドホックはいいとして定期的なものの取り扱いですね。定期的なものについて、まず、何か取り組みを決めるとすれば、ある程度事実関係を把握をしないとイケないと思えます。何があるかわからず削減しろといってもしょうがないので。定期的なものというのは、そもそも統計法ではなくて、誰かが審査しているわけでもないで、定期的といってみても、各担当課の担当係が毎年単にやっているというものもあったりすると思えます。ですから、これをやっていくためには何が対象になるのかということだろうと思えます、その中で対象となっているものを見てやっていくわけですがけれども、他方、事業者ニーズが大事になってくるというのは前提なので、そこをどのように調べていくか。事業者ニーズに関係なく、例えばそういった定期的に行っているものを事務局で調べろということであれば、調べることは一定のお時間をいただければできると思えますけれども、そういう作業でしょうか。

○高橋部会長 このアンケートにおいて把握されたものについても計測は難しい。

○刀禰次長 今までのアンケートでは1つなのです。

○森下部会長代理 厚労省と文科省も調べてほしいのです。事業者というから、どうもそこが外れている気がするのです。

○刀禰次長 今、我々の手元にあるのは1つなのです。その1つのためにどうだこうだという狙い撃ちみたいになるので、それが一体どうなるかは今後改めて、秋以降にヒアリングするかどうかを別途議論しましょうという整理にしていたわけです。

○高橋部会長 森下先生は、これを学校法人まで広げろという話をされているのですか。ちょっとそこが問題なのですけれども。

○森下部会長代理 例えば以前、第1期のときも病院に関して統計調査が多過ぎるということで、これを規制改革会議で一回やっているのですね。要するに、厚労省の各局が同じ

ようなものを出している。これは物すごく大きな負担だということで、一回統一しろということで、厚労省内はダブリそうなものは減らせと。でも、これは項目を減らせという話ではないのです。あくまでも調査のダブっているもの、似たようなものを減らす。8割ぐらいかぶっているような調査が結構あったのです。そういう意味で、病院に対する調査であったりとか、学校法人も当然私は同じだと思うのですが、最近は何となく書類が多いのです。ともかく何でもかんでも調査を出せばいいと思っているのではないかとさえ見えるので、そういう意味では実態を見てもらってからもう一度議論してもいいですけども、必ずしも事業者という範囲は私は狭過ぎるのではないかと。国民生活全体にこの調査はいろいろな意味で非常に負担をかけていると思います。

○高橋部会長　でも、今まで事業者と言った場合は企業だったので、これから新しく病院と学校法人についての調査をどうするのか。これはまた新しい問題提起だと思います。また、別に我々の作業は終わるわけではないので、そこをどうするかは御相談というわけにはいきませんか。

○森下部会長代理　もし1個しかないというのであれば、本当に1個しかないのか確認したい。共通、定期的調査が1個しかない。

○刀禰次長　現在把握されているものは1つしかありません。

○森下部会長代理　それは実態と違うような気もするのだけれども、いわゆる統計以外では各省庁で本当に定期的調査を1個しかやっていないのですか。経産、どこなのだろう、厚労。

○刀禰次長　今、部会長が言われたお話からすると、森下先生のご疑問については、厚生労働省の分野で先生のお話にあったことは当然事務局として私も存じ上げていますので、理解できるわけです。他方、今後どのようにこの部会の運営をやっていくかということなのですけれども、一旦ここも、あるものは9月以降にやるかどうかを検討するとか、一応できれば6月の段階で一度取りまとめた上で統計部局ともそういう形でやることにするのでよろしくという形で進めていきたいとは思っております。一応6月に取りまとめという前提からすると、今、部会長が言われたような、全く違う方までウイングを広げていくかどうかは別途、ちょうど規制改革推進会議は7月から翌年6月でやっていますので、第2期の活動をどうするかというときに御議論いただくのも一つのやり方かと思えます。

○森下部会長代理　その前も補助金の話、科研費の話とかが出ましたけれども、余り狭いようなするのだけれどもね。そういう話であるなら、少なくとも2ページの3段目の「なじまない」というところが私は気に食わないのですね。1個あるからなじまないという話ではないでしょう。1個しかないからなじまない。

○高橋部会長　それは「他方」のほうだから、「なじまない」のほうは定期的ではないものだから。

○森下部会長代理　困難である。では、書きぶりを少し考えてください。

○高橋部会長　では、学校法人と医療法人については、また2期のところでウイングをど

うやって広げるかという話で議論したいと思います。

大田議長、どうぞ。

○大田議長 先ほどからこだわっている3原則とか取り組むべき事項については、重点分野である以上は、少なくともやってもらわなければいけないわけですね。とすると、(1)の「あり得る」は、「確認する」ではいけないのですか。

○刀禰次長 まず、3原則と取り組むべき事項については、重点分野かどうかに関係なく、重点分野以外も全てを貫く原則です。ですから、重点分野である以上ということではなくて、そもそも全てのものについてそういう原則でやってくださいねという一般論はもともとあります。ですから、一番上に取り組む必要があると書いてあるのはそういうことなのですけれども、取り組む必要がある中では当然3原則はもともと、ある意味では書かなくても関係してくるということだろうと思います。

確認するというのは、先ほど申し上げました、重点分野以外のいろいろな手続についても確認するかどうかは、行政の全省庁の全ての手続を確認することは無理なので、どこをやっていくかということは、9月以降の部会の運営を考える際に議論しましょうということで、あらかじめそういう設定で3月の取りまとめをやっています。そういう意味で、統計調査以外の調査について全て確認するというのは現実的ではないと考えております。

○高橋部会長 定期的を実施されているものというので1個しか出ていないのだけれども、追加でないかと聞くことは無理なのですか。

○大槻参事官 もちろん今後、いろいろな形で事業者ニーズを聞くといえますか、把握した段階でそういったものもあわせて削減の取り組みをお願いするという、あるいは行政手続部会においてヒアリングをするということは可能かと思えます。

○高橋部会長 1個しか出ていないのは、今、包括的に聞いているのを、これに決め打ちで聞くとまた出てくるかもしれない。そこは事務局に新しく把握する努力をしてもらうということで、そこを広げるということによろしいでしょうか。そこは事務局、大丈夫ですか。

○大槻参事官 そこは検討したいと思います。

○高橋部会長 そういう意味で、部会長代理におっしゃっていただいたことはございますが、そこは第2期の課題でどうやって広げていくか考えるということによろしいでしょうか。一応私としてはそういう方向にしたいと思います。

あと、文章なのですけれども、「他方」から「しては」というのと、「ついては」と、両方とも「検討することとし」に係っているように見えてしまうので、これは「把握されたもの」に係るのではないですか。定期的を実施されているものとして把握されたもの。だから「は」は要らないと思うのだけれども、「は」を取っていただいたほうがわかりやすいと思います。

○大槻参事官 承知いたしました。

○高橋部会長 では、そういう方向で、ぜひこれでおまとめいただければと思います。よ

ろしいでしょうか。

それでは、本日はこれまでとさせていただきます。このような形で取りまとめさせていただきます。次回の部会で最終的な取りまとめを御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局、ほかに何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の会議日程は、後日事務局から連絡をさせていただきます。

○高橋部会長 それでは、会議を終了いたします。

委員、専門委員の皆様におかれましては連絡事項がございますので、そのままお待ちください。よろしくお願いいたします。